

法人コード	A018351
法人名	公益社団法人経営・労働協会

令和6年度事業計画書

—令和6年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて—
(自令和6年4月1日至令和7年3月31日)

1 事業計画

(1) ポストコロナにおける出入国手続きの正常化と技能実習生等の受入

世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスの猛威も令和5年にはおおむね鎮静化し、我が国において令和2年2月から実施された厳しい入国規制措置は同4年3月にほぼ解除され、技能実習生や特定技能外国人、留学生などの入国が再開され、その後、短期滞在者に対する査証規制も順次解除され、令和5年の外国人新規入国者数は2,375万人で令和元年の約84%まで回復し、技能実習生も令和5年には新規入国者数が18万3,030人と令和元年とほぼ同数となり、我が国への外国人の出入国は概ね正常化しました。

また、コロナ感染症の感染症法上の位置づけも令和5年5月に2類感染症から5類感染症へ変更されたことにより、コロナ感染者への対応も緩和され技能実習生、特定技能外国人が発病した際のケアにかかる負担が軽減されました。

上述の状況下で、技能実習生や特定技能外国人の受入拡充に努めたところ、技能実習生の新規受入れについては、既存の企業では業績の回復に応じて積極的な受入れに転じるころがあり、他方で既存受入れ企業において技能実習から特定技能へ切り替える動きや技能実習生がより良い賃金を求めて他企業(特定技能)へ転職し弊協会の監理から離れるケースが前年に引き続き相次いで発生したものの、弊協会の受入拡充の努力の結果、令和6年1月末日現在の技能実習生等(特定技能を含む。)の受入れ数は240名と前年1月末(179名)に比較し61名の増員となりました。

(2) 外国人技能実習事業と制度見直しの動き

外国人技能実習事業は当協会における唯一の公益事業として認定されており、引き続き中核的事業として推進していきます。

しかしながら、政府では技能実習制度の抜本的な見直しの検討を進めており、現段階では技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を主眼とする育成就労(仮称)制度に移行する方向を示しており、今後、立法化に向けた動きを把握し監理団体としての対応を確実に進めていくことが必要です。法改正は令和6年度通常国会において審議されることとであり、改正法の施行は順調に進めば令和7年度が見込まれるので、顧客企業に対する周知も含めた新たな制度への対応を的確に実施していくこととします。

技能実習生の受入れについては、技能実習から特定技能への移行を検討する企業が散見されること、技能実習 2 号終了後により良い賃金を求めて他社へ転職し弊協会の監理から離れる技能実習生が少なくないことから、新規受入れ企業の開拓に引き続き尽力することとし、また、職業紹介事業（有料 - 許可申請中、無料）の許可を活用し技能実習生又は特定技能外国人の紹介を実施することなどにより、次表の見通しとなっています。

実習生受入れ予測（特定技能を含まず。）

	(A) R5 年度末見込	(B) R6 年度末	B - A
受入企業数	34 事業所	39 事業所	5 事業所
実習生受入人数	206 名	211 名	+5 名

(3) 特定技能 1 号外国人支援事業

弊協会は令和 2 年 1 2 月に登録支援機関として登録し、令和 3 年から特定技能外国人支援事業に取り組んでおります。最近では技能実習生が 2 号又は 3 号終了後に特定技能 1 号に移行させて受入れを継続する企業が増加し、令和 5 年 12 月末において 11 事業所 38 名について特定技能支援事業を実施しておりますが、令和 6 年度には特定技能制度の周知を更に徹底し、技能実習終了後の特定技能への移行を考慮する企業からの支援業務の受注及び海外からの特定技能外国人の受入を進め、令和 6 年度末において 24 事業所 61 名を対象として特定技能外国人支援事業を実施します。

(4) 外国人建設就労者受入事業

制度自体が終了しました。最後の建設就労者は令和 4 年 10 月に在留期限満了出国済み。

(5) 教育・職能開発事業及び経営コンサルタント事業

当協会の主力事業である外国人技能実習事業及び特定技能外国人支援事業に経営資源を注力している関係から、教育・職能開発事業及び経営コンサルタント事業については休止の状態にあります。

2 収支予算

別添の令和 6 年度利益計画（正味財産増減計算予算案）をご参照ください。

3 資金調達計画

外部からの資金調達計画はありません。

4 設備投資の見込み

大規模な設備投資の計画はありません。

以上